建設産業常任委員会

- 1 開 議 令和5年9月13日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 委員会室1
- 3 付議事件及び順序
 - 日程第1 議案第74号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第2 議案第75号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第3 議案第80号 令和4年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 日程第4 議案第81号 令和4年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

建設産業常任委員会名簿

委員長 中 Ш 雅 之 出席 副委員長 深 澤 正 夫 出席 委 員 幸 子 出席 秋 Щ 菊 池 久 光 出席 三 前 野 良 出席

林

小

当 局 建設部長 塚 原 三 郎 出席

正

 水道局長
 五月女
 真
 出席

 都市計画課長
 長
 竜
 也
 出席

 建築住宅課長
 角
 藤
 力
 出席

勝

出席

事務局 池 嶋 佑 介 出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長(中川雅之) ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、建設部長、水道局長、都市計画課長、建築住宅課長です。

- ◎議案第74号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ○委員長(中川雅之) それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第74号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 建設部長。

○建設部長(塚原三郎) それでは、議案第74号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。私は、建設部長の塚原でございます。また、本日同席しておりますのは、長都市計画課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第74号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の長都市計画課長よりご説明をいたします。

- ○委員長(中川雅之) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(長 竜也) 議案第74号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書補助資料、49ページを御覧ください。

本件は、地籍調査の成果の写しまたは地籍調査に関する証明の交付単位を変更するものであります。現在、地籍調査の成果の写しまたは地籍調査に関する証明は交付単位を1件として手数料を徴収しているところですが、地籍調査事業は土地1筆ごとの状況を調査するものであり、また地籍調査の成果につきましても土地1筆ごとに管理しておりますことから、交付単位を1件から1筆に改正することが地籍調査事業の実態に即し、適正な受益者負担となるため、関係する条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案書50ページを御覧ください。別表27の項中、 1件を1筆に改めるものであります。

議案書48ページの改正条文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年10月 1日から施行するとしております。

以上、議案第74号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(中川雅之) ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第74号につきましては原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 異議なしと認めます。

よって、議案第74号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第75号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(中川雅之) 次に、日程第2、議案第75号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 建設部長。

○建設部長(塚原三郎) それでは、議案第75号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定に ついてご説明申し上げます。本日同席しておりますのは、角藤建築住宅課長であります。よろしくお願い 申し上げます。

議案第75号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当 の角藤建築住宅課長よりご説明いたします。

- ○委員長(中川雅之) 建築住宅課長。
- ○建築住宅課長(角藤 力) それでは、議案第75号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制 定についてご説明いたします。議案書51ページから53ページの議案書補助資料を併せて御覧ください。

本件は、市営団地のうち野崎団地の木造平屋建て住宅及び管理事務所棟各1棟、若草団地の簡易耐火構造平屋建て長屋5棟、20戸につきまして、老朽化に伴う安全面及び管理面の観点から取壊しをするため、関係部分を改正するものであります。改正点につきましては、54ページの新旧対照表を御覧ください。

別表第1において、市営住宅の名称、位置、構造、棟数、戸数及び共同施設の名称、位置、構造を定めております。このうち、野崎団地木造平屋の市営住宅につきましては、棟数及び戸数を3から2に改め、共同施設の管理事務所を削り、若草団地簡易耐火構造平屋建ての長屋につきましては棟数5及び戸数20を削ります。

52ページの改正文に戻りまして、附則として、この条例は、令和5年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

- ○委員長(中川雅之) ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) こちらの野崎、下石上、それから若草の平屋建ての団地には長屋風になっていておー

人だけとかお住まいの方がおられて、その方たち戦争でこちらに疎開してきてずっと住んでいるのだなんていうお話を伺ったりしました。それから、お年寄りが独り暮らしで住んでいらっしゃる方もおられました。そういう方たちが施設に入ったりとかお亡くなりになったりとかで、全ての住まいの方がいらっしゃらなくなったことによって、老朽化も含め建て直しあるいは撤去ということになることでしょうか。その方たちがどうしたかというのをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

- ○委員長(中川雅之) 建築住宅課長。
- ○建築住宅課長(角藤 力) 市営住宅においては、新しい住宅を建てるということで撤去していただくと かということは施策としてしておりませんで、いる限りは使っていただこうということで何とか延命をしているのですが、今回、用途廃止する部分については退居が終わっているというところで、誰もいなくなった状態になって初めて今回の用途廃止に挙げさせていただくという形にしております。
- ○委員長(中川雅之) 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) それでは、その方たちがやはり施設に入られたりとか亡くなったりとか、そういうことで全てが空き家になったというふうに思ってよろしいのでしょうか。
- ○委員長(中川雅之) 建築住宅課長。
- ○建築住宅課長(角藤 力) 保証人さんというのがいらっしゃいまして、その後、退居される、施設にとか死亡によって退居されるのか、それともまだそのまま維持をして戻ってくる可能性があるかもしれないということであれば、保証人さんに状況をちょっと調査して、それで要望を聞いて調整しております。
- ○委員長(中川雅之) ほかに質疑はありますか。

私からよろしいですか。私も先日、両方の団地を視察というか拝見させていただいて、その中でまず1つは野崎団地のほうがあるのですが、今残っているのは4号、5号、11号、あともう一つ棟があるのですが、全部で4つほど私確認したときにはございましたが、今現在は3棟という形になっているので、その辺がどうなのかなというのと、その4号、5号、11号のどこを壊す予定になっているのか。また、管理棟というのはどこに、私ちょっと管理棟というのはどこにあるのか、多分一番奥の一軒家が管理棟なのかなと思ってはいたのですけれども、その辺ちょっとお伺いしたいなと思うのですが。

建築住宅課長。

- ○建築住宅課長(角藤 力) 戸建てのものが木造戸建て、平屋戸建てが3棟、向かって西側に3棟あるのですけれども、そのうちの1棟が退居を済ませたので、老朽化により解体と。それと、長屋のタイプに対しては5か所残っております。こちらは、まだ一人でも残っていれば壊さないように今していますので、こちらは残っています。事務所に関しては、奥の6号棟の隣に使っていない棟で建っていますので、そちらを解体するということに計画しております。
- ○委員長(中川雅之) 了解です。もう一つは、若草のほうなのですが、若草も以前は福祉大の外国人の方なんかがやはりお金の関係なんかもあって住んでおられたのですけれども、今回ずっと全部見てきましたら、まだガスボンベなんか残っているようなところが3部屋ぐらいあったのですが、急遽こういう形で、間近になってから退居したのか、その辺ちょっとお伺いしたいなと思っていたのですけれども。

建築住宅課長。

○建築住宅課長(角藤 力) 4月いっぱいまでは使用されていまして、その後、退居された状況だとかと

いうのをするのに若干時間がかかっていまして、それが終わりましたので、今回用途廃止ということで挙げさせていただきました。なお、躯体といってRC、鉄筋コンクリート造の24戸が2棟建っているのですけれども、そちらはこのまま維持管理をしていくということで、残りのもの、平屋の長屋タイプ、これが5棟、今回廃止できるということでさせていただくということになりました。よろしくお願いします。

○委員長(中川雅之) もう一ついいですか。今回、野崎と、また若草ということで、結構壊すと相当な敷 地面積ができると思うのです。特に若草なんかは、先ほど課長が言ったように、若草団地と隣接した同じ ぐらいの敷地もあと 2 棟ぐらい建てるぐらいのその辺の敷地があったりとか、またあとゼブラさんの本当 に隣接して建っているところ、あそこがなくなると跡地なんかもどうなるのかな。また、野崎の団地なん かも相当今取り壊して空いている敷地が相当出てきているので、その辺の跡地利用なんかも含めて考えているのか、その辺をお伺いいたします。

建築住宅課長。

- ○建築住宅課長(角藤 力) 跡地利用については、財政のほうと協議をして、新しい市営住宅というのは、 部長のほうで答弁されたように今計画ないので、新しい計画、あと周知に関しては財政のほうと協力しな がら進めていこうというふうに考えております。
- ○委員長(中川雅之) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。 質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 意見がないようでありますので、採決いたします。 議案第75号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 異議なしと認めます。

よって、議案第75号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

- ◎議案第80号 令和4年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- ○委員長(中川雅之) 次に、日程第3、議案第80号 令和4年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金 の処分についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 水道局長。

○水道局長(五月女 真) 令和4年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明させていただきます。私は、水道局長兼上下水道課長の五月女です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、資料番号7、大田原市水道事業会計決算書29ページの水道事業損益計算書を御覧ください。 まず、営業収益が13億6,849万5,842円に対し、営業費用が13億5,120万3,433円で、営業利益が1,729万 2,409円であります。営業外収益が1億7,733万4,331円に対し、営業外費用が8,480万7,146円で、差引き9,252万7,185円の営業外利益が出ております。営業利益と営業外利益を足した経常利益が1億981万9,594円となります。特別利益は1万500円で、特別損失が810万6,329円です。差し引きした特別損益は、マイナス809万5,829円となります。経常利益と特別損益を合わせた1億172万3,765円が当年度純利益となります。前年度繰越し利益剰余金はなく、当年度純利益1億172万3,765円と、その他未処分利益剰余金変動額1億3,297万7,358円を足した2億3,470万1,123円が当年度未処分利益剰余金となっております。処分方法につきましては、資料番号1、議案書補助資料74ページの未処分利益剰余金処分フロー図を御覧ください。

当年度の未処分利益剰余金は2億3,470万1,123円で、当年度純利益1億172万3,765円とその他未処分利益剰余金変動額1億3,297万7,358円の合計額となります。当年度純利益には、現金の裏づけがある8,013万4,647円と現金の裏づけがない2,158万9,118円があります。その他未処分利益剰余金変動額は、令和4年度減債積立金取崩し額1億3,297万7,358円となります。

処分の方法は、フロー図にありますように、当年度純利益の中の現金の裏づけがある8,013万4,647円を翌年度以降の元金償還金のために減債積立金に積み立て、現金の裏づけがない長期前受金戻入額の令和4年度分収益額と令和4年度減債積立金取崩し額の合計1億5,456万6,476円を自己資本金に組み入れるものであります。なお、処分後の残高は72ページにお戻りいただいて、計算書記載のとおり、資本金57億247万7,403円、資本剰余金1億327万2,768円、未処分利益剰余金ゼロ円となります。

以上で、議案第85号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○委員長(中川雅之) ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) とても複雑であれなのですけれども、純利益が2つに分かれて現金の裏づけのないものと、それから現金のものということで、現金があるものはこのまま8,013万4,647円、それと現金の裏づけのないものを足して、その分を自己資本へ組み入れるということなのですけれども、金額のことは分かったのですけれども、水道の検針票なんか見ますと消費税という言葉も出てくるのですけれども、こういうところでは消費税に関してはどのように見るのか。ただ10%が消費税分として組み入れていますよというふうに読み取るのか、その辺を教えてください。
- ○委員長(中川雅之) 水道局長。
- ○水道局長(五月女 真) お答えいたします。

まず、消費税の前に、現金の裏づけがある、裏づけがないというお話をさせていただきたいのですが、これにつきましては地方公営企業法の改正が平成26年度にありまして、それに伴って収益化されるものになったものでございます。平成26年度にみなし償却という制度が始まりまして、例えば資産の中で国庫補助金とか、あとは負担金をもらった施設、100万円あるとしまして、100万円の資産を50%の50万円を国庫補助金としてもらった場合、その50万円の分についてはみなし償却をしていなかったということで、それが26年度以前の形なのですけれども、それを26年度以降は100万円全額減価償却としてみなし処分をしないで減価償却として見ていこうというお話になりました。こちらが制度的な話なのですけれども、そのみなし償却をしていなかった50万円、補助金等をもらった50万円について、これから平成26年度以降何十年も

かけて現金の裏づけがない自己資本金のほうに組み入れるため、収益化をしようということで始まった金額が、今回はその下の2,158万9,118円ということで、こちらについては現金の裏づけがないということです。その前の純利益の先ほど委員さんがおっしゃった8,013万4,647円については、これについてはもともと昔から減価償却されていた金額ですので、そのまま現金の裏づけがあるので、減債積立金に積み立てて起債の償還に充てるということになっております。

ご質問のありました消費税の絡みなのですけれども、そちらの資産によって消費税というものはついてきますので、それにつきましてはこの金額の中に入っているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

- ○委員長(中川雅之) 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) では、消費税は込みということで全て数字を見ればいいのですね。
- ○委員長(中川雅之) 水道局長。
- ○水道局長(五月女 真) お答えいたします。消費税も入っている金額ということで、よろしくお願いしたいと思います。
- ○委員長(中川雅之) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。 質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 意見がないようでありますので、採決いたします。 議案第80号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 令和4年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第81号 令和4年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長(中川雅之) 次に、日程第4、議案第81号 令和4年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余 金の処分についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 水道局長。

○水道局長(五月女 真) それでは、続きましてご説明させていただきます。タブレットの75ページをお開きください。議案第81号 令和4年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、本会議におきまして説明いたしましたが、改めてご説明をさせていただきます。

それでは、資料番号8、大田原市下水道事業会計決算書27ページの下水道事業損益計算書からご説明を させていただきます。まず、営業収益が7億3,327万5,973円に対し、営業費用が15億2,819万3,540円で、 営業損失が7億9,491万7,567円であります。営業外収益が11億2,940万6,702円に対し、営業外費用が1億3,577万9,133円で差引き9億9,362万7,569円の営業外利益が出ております。営業損失と営業外利益を足した経常利益が1億9,871万2円となります。特別利益は1万2,200円で、特別損失が154万5,038円です。差し引きした特別損益はマイナス153万2,838円となります。経常利益と特別損益を合わせた1億9,717万7,164円が当年度純利益となります。前年度繰越利益剰余金はなく、当年度純利益1億9,717万7,164円とその他未処分利益剰余金変動額2億7,171万671円を足した4億6,888万7,835円が当年度未処分利益剰余金となっております。当年度純利益は、全額の1億9,717万7,164円を減債積立金に積み立て、令和4年度に取り崩した前年度の積立金である2億7,171万671円を自己資本金へ組み入れるものであります。

なお、処分後の残高は、資料番号1、議案書補助資料の76ページにお戻りいただいて、計算書記載のと おり、資本金40億8,817万1,686円、資本剰余金1億9,428万1,126円、未処分利益剰余金ゼロ円となります。 以上で、議案第81号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中川雅之) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。 質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 意見がないようでありますので、採決いたします。議案第81号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 異議なしと認めます。

よって、議案第81号 令和4年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とすることに決しました。

◎発言の訂正

- ○委員長(中川雅之) 水道局長より発言がございますので、水道局長、よろしくお願いいたします。 水道局長。
- ○水道局長(五月女 真) 訂正をさせていただきたいと思います。秋山委員の質問の中で、議案第80号のフロー図の中から説明がございました件です。フロー図の中にあります現金の裏づけがある金額と裏づけのない金額について、私、消費税込みと申し上げましたが、正確には消費税は絡まない、消費税は処理後の金額であるということで訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎散 会

○委員長(中川雅之) 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。 これにて建設産業常任委員会を散会いたします。